

# 兵庫県公報

令和6年7月19日 金曜日 第533号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

|   | ページ |
|---|-----|
| <b>告 示</b>                              |     |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課） | 1   |
| ○ 土地収用法に基づく事業の認定（起業者 佐用町）（用地課）          | 2   |
| ○ 河川区域の変更により生じた廃川敷地等（河川整備課）             | 4   |
| ○ 阪神間都市計画学校事業の認可（都市計画課）                 | 5   |
| ○ 同 上（同）                                | 5   |
| ○ 同 上（同）                                | 5   |
| ○ 同 上（同）                                | 6   |
| ○ 同 上（同）                                | 6   |
| ○ 同 上（同）                                | 7   |
| ○ 同 上（同）                                | 7   |
| ○ 同 上（同）                                | 7   |
| ○ 同 上（同）                                | 8   |
| ○ 同 上（同）                                | 8   |
| ○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）              | 8   |
| ○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（丹波県民局）            | 9   |
| ○ 同 上（同）                                | 9   |
| ○ 同 上（同）                                | 9   |
| ○ 同 上（同）                                | 10  |
| ○ 同 上（同）                                | 10  |
| ○ 同 上（同）                                | 10  |
| ○ 同 上（同）                                | 11  |
| ○ 同 上（同）                                | 11  |
| ○ 同 上（同）                                | 11  |
| ○ 同 上（同）                                | 12  |
| ○ 同 上（同）                                | 12  |
| ○ 道路の位置指定（淡路県民局）                        | 12  |
| <b>公 告</b>                              |     |
| ○ 随意契約の相手方等の公示（消防保安課）                   | 12  |
| ○ 落札者等の公示（県立障害者高等技術専門学院）                | 13  |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）               | 13  |
| ○ 同 上（同）                                | 14  |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）        | 15  |
| <b>警察本部公告</b>                           |     |
| ○ 入札公告                                  | 16  |
| ○ 同 上                                   | 18  |

## 告 示

### 兵庫県告示679号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社オイシス  
伊丹市池尻2丁目23番地  
代表取締役社長 池野正明
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社オイシス加古川工場  
加古郡稲美町六分一1362番62号
- (3) 特定施設に関する事項

| 種 類  | 16号 湯煮施設 (No. 1)           |       | 16号 湯煮施設 (No. 2)      |       |       |
|--|----------------------------|-------|-----------------------|-------|-------|
| 能 力  | 4.92m <sup>3</sup> /時      |       | 10.8m <sup>3</sup> /時 |       |       |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                | 既 設                        |       | 同 左                   |       |       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                | 既 設                        |       | 同 左                   |       |       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                | 許 可 後                      |       | 同 左                   |       |       |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              | 24時間連続                     |       | 8時～5時 12時間            |       |       |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    | なし                         |       | 同 左                   |       |       |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                        | 通 常   | 最 大                   | 通 常   | 最 大   |
|  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水 素 指 数) | 4～11  | 4～11                  | 4～11  | 4～11  |
|  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)    | 1,500 | 1,800                 | 1,500 | 1,800 |
|  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)      | 1,100 | 1,300                 | 1,100 | 1,300 |
|  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)     | 750   | 900                   | 750   | 900   |
|  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)     | 44    | 66                    | 44    | 66    |
|  | リン 含 有 量<br>(単位 mg/L)      | 11    | 24                    | 11    | 24    |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) | 80                         | 100   | 80                    | 100   |       |

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和6年7月19日から同年8月9日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び加古郡稲美町経済環境部生活環境課



兵庫県告示第680号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 起業者の名称

佐用町

## 2 事業の種類

道の駅宿場町ひらふく駐車場整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

兵庫県佐用郡佐用町平福字裏町西側地内及び字寺ノ下モ地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

道の駅宿場町ひらふく駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり法第20条各号に規定する事業の認定要件を全て充足していると判断される。

## (1) 法第20条第1号要件について

本件事業は、佐用町が用地を取得し、駐車場の整備を行うものであり、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

## (2) 法第20条第2号要件について

本件事業の起業者である佐用町は、本件事業に必要な財源措置を既に講じるとともに、必要な専任職員を配置する等、組織体制を整備していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

## (3) 法第20条第3号要件について

## ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現在の駐車場は繁忙期には満車となり、地元行事の利神城ガイドツアー及び平福街並み散策ツアー（以下「地元行事」という。）開催時には参加者の車両も増え、道の駅の利用が最も多い時間帯と重なると、隣接する国道373号の混雑も予想される。

そのため、本件事業を施行することにより、車で来訪する利用者の利便性が向上し、周辺道路及び駐車場の安全な交通が確保されることから、得られる利益は相当程度存すると認められる。

## イ 失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）に規定されている環境影響評価の実施対象事業ではない。また、起業者が任意で行った調査によると、本件事業が環境に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

文化財については、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

これらのことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## ウ 起業地の選定について

起業地の選定に当たっては、駐車場として必要な用地を確保するため、次の条件で比較を行っている。

(ア) 立地条件：道の駅と一体的な施設として運用管理を図るため、近接地であること。

(イ) 敷地規模条件：道の駅の利用が最も多い時間帯に地元行事が同時開催された場合に追加で必要となる駐車スペース（普通車用87区画、中型車用3区画、二輪車用10区画）の敷地面積が確保できること。

(ロ) アクセス条件：中国縦貫自動車道から鳥取自動車道（中国横断自動車道姫路鳥取線）に乗り継ぐ利用者の利便性が高い場所に位置すること。

(ハ) 経済的条件：初期経費（用地費、工事費）が経済的に優れていること。

(ニ) 環境条件：災害時待機場所として使用できる場所であること。

以上5つの観点から3案の候補地を選定している。

起業者は、候補地案について比較考量を行い、3案の中で最も優れた案を選定しており、起業地の選定は妥当なものであると認められる。

## エ 総合的判断

上記アで述べた得られる公共の利益と、イで述べた失われる利益を比較考量すると、本件事業の施行

により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。

また、ウで述べたように本件事業の起業地の選定は適切であると認められる。

したがって、本件事業の計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号要件について

ア 本件事業を早期に施行する必要性

国道373号は地域の生活道路であるとともに、鳥取自動車道（中国横断自動車道姫路鳥取線）佐用平福インターチェンジへのアクセス道でもあり、道の駅の繁忙期や地元行事開催時には通行車両が増えるため、道の駅周辺は慢性的に交通が混雑している。そのため、早期に駐車場の整備が必要である。

したがって、本件事業は、事業の緊急性の点において、起業地を収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業により整備される駐車場は、利便性や安全性を確保しつつ、本件事業の目的を達成するための必要最小限度の規模となっていることから、本件事業の起業地の範囲は適切であると認められる。

また、起業地は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないため、収用することができる事業として施行する必要があると認められる。

ウ 総合的判断

上記ア及びイで述べたように、本件事業は起業地を収用することができる事業として施行する必要があるため、また、その範囲は適切であると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

上記(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は法第20条各号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

佐用町役場商工観光課



**兵庫県告示第681号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、兵庫県土木部河川整備課及び中播磨県民センター姫路土木事務所に備え置いて、令和6年7月19日から2週間縦覧に供する。

令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 河川の名称

二級河川市川水系市川

2 廃川敷地等が生じた年月日

令和6年7月19日

3 廃川敷地等の位置

- (1) 姫路市花田町高木字西川原354番8
- (2) 同 市花田町高木字西川原354番9
- (3) 同 市花田町高木字西川原354番10
- (4) 同 市花田町高木字西川原354番11

4 廃川敷地等の種類及び数量

- (1) 種類 土地  
数量 4.21平方メートル
- (2) 種類 土地  
数量 13.91平方メートル
- (3) 種類 土地  
数量 339.96平方メートル
- (4) 種類 土地  
数量 110.89平方メートル

~~~~~  
**兵庫県告示第682号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4004号 竹谷小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年7月19日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市北竹谷町2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~  
**兵庫県告示第683号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4008号 清和小学校
- 3 事業施行期間  
令和6年7月19日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市長洲本通1丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~  
**兵庫県告示第684号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業

- (2) 名称  
4043号 中央中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年7月19日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市東七松町2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第685号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4044号 日新中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年7月19日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市東七松町2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第686号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4049号 大庄北中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年7月19日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市大庄北1丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第687号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4050号 立花中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年7月19日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市上ノ島町3丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第688号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4052号 武庫中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年7月19日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市武庫元町2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第689号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4053号 南武庫之荘中学校

- 3 事業施行期間  
令和6年7月19日から令和7年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市南武庫之荘4丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第690号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4057号 園田東中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年7月19日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市東園田町5丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第691号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称  
尼崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
阪神間都市計画学校事業
  - (2) 名称  
4058号 小園中学校
- 3 事業施行期間  
令和6年7月19日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県尼崎市小中島2丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第692号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民セ

ンター長から報告があった。

令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 日時

令和6年8月2日（金）午前10時から午前11時まで

2 場所

神戸市長田区浪松町3丁目2番5号 兵庫県西神戸庁舎 4階A会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 不動産商事気学堂

代表者氏名 大平 朱實

事務所所在地 神戸市中央区八雲通1-1-1

免許番号 兵庫県知事（7）第9921号

免許年月日 令和4年1月14日

~~~~~

**兵庫県告示第693号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年7月19日

兵庫県丹波県民局長 糟谷浩行

1 指定する貯水施設の所在地

丹波市春日町黒井1717番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称    | 住 所             | 代表者の氏名 |
|--------|-----------------|--------|
| 黒井東部農会 | 丹波市春日町黒井1854番地1 | 堀 敏 和  |

3 指定する理由

丹波市春日町黒井地域内由良川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

**兵庫県告示第694号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年7月19日

兵庫県丹波県民局長 糟谷浩行

1 指定する貯水施設の所在地

丹波市市島町酒梨字カジリ558番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称   | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-------|----------------|---------|
| 酒梨自治会 | 丹波市市島町酒梨589番地2 | 山 川 眞 三 |

3 指定する理由

丹波市市島町酒梨地域内由良川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。

~~~~~

**兵庫県告示第695号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年7月19日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩 行

- 1 指定する貯水施設の所在地  
丹波市春日町柚津541番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称    | 住 所            | 代表者の氏名  |
|--------|----------------|---------|
| 柚津大池組合 | 丹波市春日町柚津305番地2 | 近 藤 美 明 |

- 3 指定する理由  
丹波市春日町柚津地域内由良川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第696号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年7月19日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩 行

- 1 指定する貯水施設の所在地  
丹波市氷上町石生字杉の木1045番
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称 | 住 所            | 代表者の氏名  |
|-----|----------------|---------|
| 地頭区 | 丹波市氷上町石生457番地1 | 越 川 浩 行 |

- 3 指定する理由  
丹波市氷上町石生地域内由良川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第697号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年7月19日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩 行

- 1 指定する貯水施設の所在地  
丹波市春日町多利67番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称     | 住 所           | 代表者の氏名  |
|---------|---------------|---------|
| 滝掛り用水組合 | 丹波市春日町多利978番地 | 舟 川 芳 明 |

- 3 指定する理由  
丹波市春日町多利地域内由良川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第698号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年7月19日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩 行

- 1 指定する貯水施設の所在地  
丹波市市島町上牧字カマトキ1181番2
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称          | 住所            | 代表者の氏名 |
|-------------|---------------|--------|
| 上牧自治会（土地改良） | 丹波市市島町上牧310番地 | 木寺 毅   |

3 指定する理由

丹波市市島町上牧地域内由良川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第699号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年7月19日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩行

1 指定する貯水施設の所在地

丹波市山南町北太田字休場347番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称     | 住所            | 代表者の氏名 |
|--------|---------------|--------|
| 北太田自治会 | 丹波市山南町北太田93番地 | 大前 和則  |

3 指定する理由

丹波市山南町北太田地域内加古川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第700号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年7月19日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩行

1 指定する貯水施設の所在地

丹波市春日町多利2507番1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称      | 住所             | 代表者の氏名 |
|---------|----------------|--------|
| 奥の谷水利組合 | 丹波市春日町多利1051番地 | 植田 正明  |

3 指定する理由

丹波市春日町多利地域内由良川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第701号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年7月19日

兵庫県丹波県民局長 糟谷 浩行

1 指定する貯水施設の所在地

丹波市柏原町南多田字池ノ上1143番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称        | 住所             | 代表者の氏名 |
|-----------|----------------|--------|
| 南多田耕地管理組合 | 丹波市柏原町南多田978番地 | 小松隆明   |

3 指定する理由

丹波市柏原町南多田地域内加古川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第702号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年7月19日

兵庫県丹波県民局長 糟谷浩行

1 指定する貯水施設の所在地

丹波市春日町国領1番

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称        | 住所            | 代表者の氏名 |
|-----------|---------------|--------|
| 山東南部土地改良区 | 丹波市春日町黒井811番地 | 細見滋樹   |

3 指定する理由

丹波市春日町国領地域内由良川水系における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第703号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置  | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|---|--------------|--------------|
| 第R05淡路位置<br>0010号 | 6.7.5            | 淡路市浦字小浦557番の一部、558番の一部、559番の一部、624番9の一部、557番地先里道、557番地先水路 | 6.00         | 113.57       |

公 告

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年7月19日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 随意契約に係る物品の名称及び数量

兵庫県消防防災ヘリコプター 1機

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県危機管理部消防保安課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年6月13日

- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
川崎重工業株式会社 神戸市中央区東川崎町三丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額  
2,242,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



**落札者等の公示**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年7月19日

契約担当者

兵庫県立障害者高等技術専門学院 学院長 木下隆之

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
Jobサポート科訓練用パーソナルコンピューターシステム及びサーバー 1式
- 2 契約に係る事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県立障害者高等技術専門学院 神戸市西区曙町1070
- 3 落札者を決定した日  
令和6年7月4日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社フューチャーイン関西支店 神戸市中央区京町74（京町74番ビル9F）
- 5 落札金額（税込）  
7,260,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年6月4日



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 えるむプラザ  
所在地 三田市すずかけ台二丁目3番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|                    |                 |        |
|--------------------|-----------------|--------|
| 名称                 | 住所              | 代表者の氏名 |
| イズミヤ・阪急オアシス株式会社    | 大阪市北区角田町8番7号    | 林 克弘   |
| 株式会社北摂コミュニティ開発センター | 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 | 廣瀬 一雄  |
- 3 変更事項  
(i) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ア 変更前

|                               |                 |        |
|-------------------------------|-----------------|--------|
| 名称                            | 住所              | 代表者の氏名 |
| 株式会社北摂コミュニティ<br>開発センター<br>外1者 | 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 | 岡 明 彦  |

イ 変更後

|                               |                 |         |
|-------------------------------|-----------------|---------|
| 名称                            | 住所              | 代表者の氏名  |
| 株式会社北摂コミュニティ<br>開発センター<br>外1者 | 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 | 廣 瀬 一 雄 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                 |                    |         |
|-----------------|--------------------|---------|
| 名称              | 住所                 | 代表者の氏名  |
| 株式会社ニトリ<br>外12者 | 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 | 武 田 政 則 |

イ 変更後

|                 |                    |         |
|-----------------|--------------------|---------|
| 名称              | 住所                 | 代表者の氏名  |
| 株式会社ニトリ<br>外12者 | 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 | 似 鳥 昭 雄 |

4 変更年月日

令和6年4月1日ほか

5 届出年月日

令和6年6月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年7月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年11月19日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月19日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 けやきプラザ  
所在地 三田市けやき台一丁目5番

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                    |                 |         |
|--------------------|-----------------|---------|
| 名称                 | 住所              | 代表者の氏名  |
| 株式会社北摂コミュニティ開発センター | 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 | 廣 瀬 一 雄 |

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

|                        |                 |        |
|------------------------|-----------------|--------|
| 名称                     | 住所              | 代表者の氏名 |
| 株式会社北摂コミュニティ<br>開発センター | 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 | 岡 明 彦  |

(2) 変更後

|                        |                 |         |
|------------------------|-----------------|---------|
| 名称                     | 住所              | 代表者の氏名  |
| 株式会社北摂コミュニティ<br>開発センター | 三田市弥生が丘一丁目2番地の1 | 廣 瀬 一 雄 |

4 変更年月日

令和6年4月1日

5 届出年月日

令和6年6月17日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年7月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年11月19日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年7月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

加西市中富町字落合428番1、428番7、429番7、429番13から429番15まで、1764番1から1764番3まで  
同市中富町字野間435番1、435番9、435番10、436番1、1766番

同市中富町字鯉田532番16、534番1、534番2、535番1、535番2、536番1、536番2、536番10から536番12まで、537番1、537番2、537番14から537番16まで、537番18、538番1、538番2、538番14から538番18まで

同市中富町字中ノ坪539番1から539番5まで、540番、541番、542番1、542番2、543番1、543番2、544番1、544番2、545番、546番1、546番3から546番5まで、547番1、547番10から547番16まで、548番1、548番3、548番4、549番1、549番2、550番1、550番3から550番6まで、551番1、551番7、566番1、566番4から566番7まで、567番1、570番1、571番1、571番3、575番1、575番4、576番1、576番2、576番5、576番6、578番1、578番3、578番5、579番1、579番2、579番3、580番1、580番2、581番1、581番3、582番1から582番4まで、583番1、583番2、584番から586番まで、587番1から587番4まで、588番1から588番3まで、589番1から589番3まで、590番、591番、1767番、1770番1から1770番4まで、1772番1から1772番2まで、1778番

同市中富町字前田592番1から592番3まで、593番、594番1から594番3まで、595番1、595番2、595番3、595番4、596番1から596番3まで、597番1から597番3まで、598番1から598番9まで、599番1から599番3まで、600番1から600番5まで、600番7、601番1、601番2、602番1、602番2、603番1、603番2、604番1、604番2、605番1、605番2、614番2、614番3、615番から617番まで、618番1、618番2、619番、620番、621番1、621番2、622番1から622番3まで、623番1から623番4まで、624番1から624番3まで、629番3、630番2、630番3、1765番1から1765番4まで、1768番1、1768番2、1769番1から1769番6まで、1771番1から1771番4まで、1773番1から1773番4まで

同市中富町字平田673番1から673番4まで、674番1、674番2、675番1、675番2、676番1、676番2、677番1から677番3まで、678番1、678番2、679番、680番1から680番4まで、681番1から681番6まで、

1774番1から1774番4まで、1775番1から1775番3まで

同市中富町字当千田682番1、682番2、683番1から683番3まで、684番1から684番4まで、685番1から685番4まで、686番1から686番5まで、687番1、687番4から687番6まで、688番3、688番7、689番1、689番5、689番6、689番8から689番15まで、696番1、696番6から696番10、700番1、700番5、701番1、701番2、701番4、702番1から702番3まで、703番1、703番3から703番5まで、1776番1から1776番4まで、1777番1から1777番3まで、1779番1から1779番3まで

同市中富町字森ケ坪754番4、754番11から754番13まで、758番1、758番2、758番6、759番1、759番2、762番1、762番2、763番1、763番2、763番5、763番7から763番9まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪市東心斎橋一丁目11番17号

タカセ不動産株式会社 代表取締役 高瀬 栄 嗣

3 許可年月日及び許可番号

令和6年6月20日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1—18—2号（4加西）

## 警察本部公告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年7月19日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井 紀之

1 調達内容

(1) 入札件名

通信指令システム一式賃貸借

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年1月31日（金）

(4) 賃貸借期間

令和7年2月1日（土）から令和14年1月31日（土）まで

(5) 納入場所

仕様書のとおり

(6) 入札方法

前記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課に申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 安部  
電話 (078) 341-7441 内線2272
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和6年7月19日(金)から同年8月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和6年8月30日(金)午前10時00分 兵庫県警察本部11階会計課別室
- (4) 入札書の提出期限  
前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年8月29日(木)午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額)の100分の5以上の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の入札保証金を令和6年8月28日(水)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額)の100分の10以上の額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を契約保証金に代えて提出すること。  
また、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)に基づき免除する場合がある。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和6年8月2日(金)までに提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(令和6年9月6日(金))までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。  
キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札金額は、前記1の(1)の件名の月額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。  
ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、前記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Murai Toshiyuki, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:

Communications Command System 1 set (leasing contract)

(3) Lease period:

From February 1, 2025 through January 31, 2032

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 August 2, 2024

(6) Deadline for tender:

17:00 August 29, 2024 by mail

10:00 August 30, 2024 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Abe, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2272

~~~~~

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年7月19日

契約担当者

兵庫県警察本部長 村井紀之

1 調達内容

(1) 件名

安全安心アプリシステム賃貸借

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年2月28日(金)

(4) 賃貸借期間

令和7年3月1日(土)から令和12年2月28日(木)まで

(5) 納入場所

兵庫県警察本部

(6) 入札方法

前記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納局物品管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県納局物品管理課 電話 (078) 341-7711 内線4936

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該委託の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

入札は、電子又は書面によるものとし、参加申込方法については次のとおりとする。

- (1) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システムの利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続きを行うものとし、この場合は以下によること。

### ア 参加申込みの期間

令和6年7月19日（金）から同年8月2日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和6年8月2日（金）は午後4時までとする。）

### イ 入札の日時

令和6年8月9日（金）午後5時から同月30日（金）午前11時まで（県の休日を除く。）

### ウ 開札日時

令和6年8月30日（金）午前11時00分 兵庫県警察本部会計課室

- (2) 書面による入札

### ア 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 上月

電話 (078) 341-7441 内線2257

### イ 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年7月19日（金）から同年8月2日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

### ウ 入札の日時及び場所

前記(1)ウに同じ

### エ 入札書の提出期限

前記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和6年8月29日（木）午後5時まで前記アの場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の入札保証金を令和6年8月28日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（月額賃貸借料金（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に予定月数を乗じて得た額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納めなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。また財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）に基づき免除する場合もある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書で示した仕様に適合していることを確認できる書類を令和6年8月2日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和6年9月6日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額及び入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、前記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した調達を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Murai Toshiyuki, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Safe and secure application system (leasing contract)
- (3) Lease period:  
From March 1, 2025 through February 28, 2030
- (4) Lease places:  
Hyogo Prefectural Police HQ
- (5) Deadline for the submission of tender application form:  
16:00 August 2, 2024
- (6) Deadline for tender:  
17:00 August 29, 2024 by mail  
11:00 August 30, 2024 by direct delivery, electronic bidding system
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Kozuki Rie, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ  
5-4-1, Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2257